

河内長野市の取組

市民のだれもが犯罪被害者等となる可能性がある中で、本市は、だれもが安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指すため、『犯罪被害者等支援のための取組について』の基本的な考え方を明らかにし、状況の変化に対応しながら、犯罪被害者等に関する施策を総合的・体系的に推進します。

【河内長野市『犯罪被害者等支援のための取組について』（概要）】

基本的な考え方

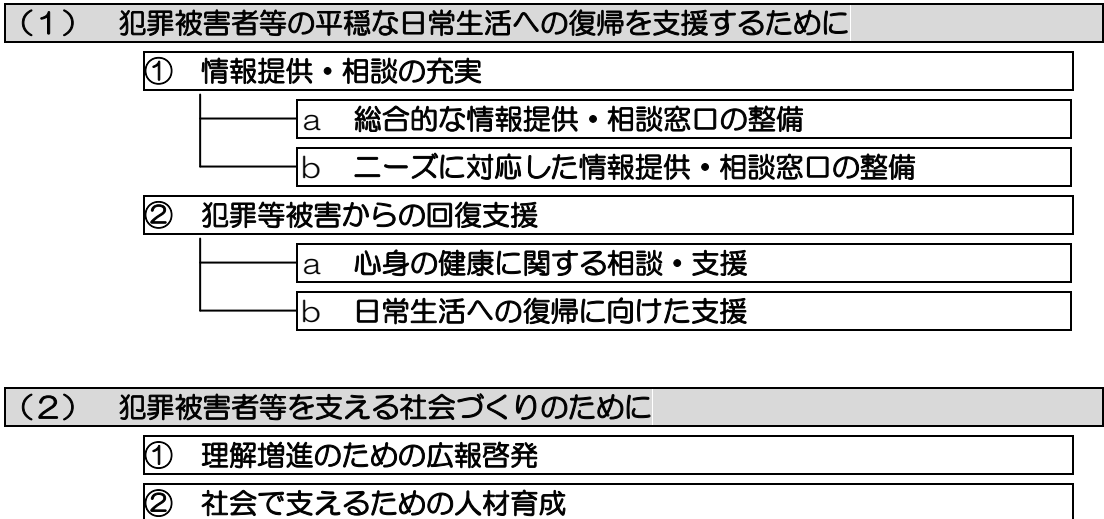
犯罪被害者等の置かれた状況に応じて、必要な支援施策の選択、利用が可能となるよう、様々な分野にわたる施策を、犯罪被害者等支援の観点から体系化し、横断的かつ総合的に推進していきます。

そして、各種関係機関・団体との連携のもと、犯罪被害者等に関する問題を地域社会全体で考え、ともに支えあい、だれもが安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指します。

犯罪被害者等支援に向けた方策

より身近な行政機関としての特徴を活かし、次の方策体系に基づき、犯罪被害者等支援のための方策を総合的・体系的に推進していきます。

<犯罪被害者支援に向けた方策体系>



施策推進のしくみ（推進体制の整備）

(1) 市内推進体制の強化

河内長野市市内関係課の連携強化を図り、各種方策の総合的・体系的な推進を図ります。

(2) 関係機関・団体等との連携

大阪府、警察署等関係機関及び団体等との連携・協力により、全市的な推進を目指します。

犯罪被害者等を支える社会づくりのために

みんなで考えよう！



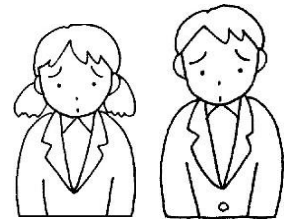
私たちのだれもが、ある日突然、犯罪の被害に遭う可能性があります。
犯罪被害者やそのご家族に必要なのは、みなさんの理解です。

犯罪被害に遭われた方やその家族は、ある日突然、本人の意思とは無関係に、命を奪われる、ケガをする、物を盗られるなど、生命、身体、財産上の被害を受けることになります。

更にこうした直接的な被害だけではなく、

- 事件に遭ったことによる精神的なショックや身体の不調
- 医療費の負担や失職、転居などによる経済的困窮
- 捜査や裁判の過程における精神的、時間的負担
- 周囲の人々の無責任なうわさ話や過剰な取材、報道によるストレス

など、被害後に生じる様々な副次的被害・問題にも苦しめられています。



被害に遭われた方やそのご家族の心の傷の回復には、周囲の人々の理解と共感と支持が大切です。周りの人は、被害者の気持ちをあたたかく受け止めて接し、責めたり、無理に励ましたりすることは避け、また、興味本位のうわさ話をすることはやめましょう。

犯罪被害者等に関する問題を、わたしたち一人ひとりが自らの問題として考えて、社会全体で共有し支え合う、誰もが安心して暮らすことのできるまちづくりをめざしましょう。

【犯罪被害者等基本法】

被害に遭われた方々の困難な状況を打開し、犯罪被害者等の権利利益を保護するため、「犯罪被害者等基本法」が平成17年4月に施行され、新たな取組が始まりました。

- 同法では、基本理念として、「すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。」と規定し、被害者の権利が明文化されました。
- 国・地方公共団体には被害者のための施策の策定・実施を、国民には被害者への十分な配慮などを求めています。

相談ください

「これから、どうしたらよいのか分からない・・・」生活のこと、子どものこと、心の問題等に、一人で、またはご家族だけで考え、悩んでいませんか？

犯罪の被害に遭われた方が、再び平穏な生活を取り戻せるよう、少しでも早く、適切な支援にたどり着くことができるよう、各相談窓口や市の関連事業等を紹介します。

■相談全般

| | | |
|-----------------------------|--|--|
| NPO 法人大阪被害者支援 アドボカシーセンター | 相談・付添サービス | 06-6774-6365 <10時～16時(土日祝休み)> |
| 大阪弁護士会 犯罪被害者支援センター | 法律相談 犯罪被害者弁護ライン | 06-6364-6251 <火:15時～18時> |
| 大阪地方検察庁 | 刑事手続き相談 被害者ホットライン ※右記時間外は、留守番電話になります。 | 06-4796-2250<月～金:9時～17時> FAX 06-4796-2242 |
| 法テラス (日本司法支援センター) | 犯罪被害者支援ダイヤル | 0570-079714 <月～金:9時～21時/土:17時まで> |
| 警察の総合相談 | 警察相談室 (大阪府警察本部) | #9110 (プッシュ回線専用) 06-6941-0030 |
| | 河内長野警察署 広聴相談係 | 0721-54-1234 |

■被害別専門相談 <(警)は、大阪府警察本部所管>

| | | |
|---------------|------------------------------|---|
| 性犯罪被害 | ウーマンライン(警) | 06-6941-0110 <9時～17時(土日祝休み)> |
| 少年相談 | グリーンライン(警) 子どもの悩みや非行などの相談 | 06-6944-7867 <9時～17時45分(土日祝休み)> |
| ストーカー | ストーカー110番(警) | 06-6937-2110 <24時間対応> |
| 暴力団被害 | 暴力団・けん銃110番(警) | 06-6941-1166<9時～17時45分(土日祝休み)> |
| 児童虐待 | チャイルド・レスキュー110番(警) | 0120-00-7524 又は 06-6943-7076<24時間対応> |
| | 大阪府富田林 子ども家庭センター | 0721-25-2263 <9時～17時45分(土日祝休み)> |
| 配偶者暴力 (DV) | 大阪府女性相談センター (ドーンセンター内) | 06-6949-6022 <9時～20時 (祝日・年末年始休み)> 06-6946-7890<上記以外の時間> |
| | 大阪府富田林 子ども家庭センター | 0721-25-2065 <9時～17時45分(土日祝休み)> |

■犯罪被害者等給付金について

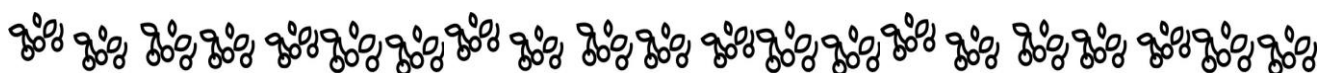
| | |
|------------------------|------------------------------|
| 大阪府警察本部府民応接センター被害者給付担当 | 06-6943-1234<内線 25231・25232> |
| 河内長野警察署 | 広聴相談係 0721-54-1234 |

■心の健康相談

| | |
|-----------------|---|
| 大阪府こころの健康総合センター | 06-6607-8814(電話専用相談) <9時30分～17時(土日祝休み)> |
| 大阪府富田林保健所 | 0721-23-2681 <9時～17時45分(土日祝休み)> |

■大阪府の総合的対応窓口 犯罪被害者等支援に関する相談・情報提供を実施しています。

| | | |
|-----|-------|--------------|
| 大阪府 | 治安対策課 | 06-6944-6512 |
|-----|-------|--------------|



市の関連事業等の相談窓口

みなさんの身近な相談先として、市の相談窓口や関連事業をご紹介します。

河内長野市役所 0721-53-1111（代表）

<9時 ~ 17時30分（土日祝休み）>



■総合的な情報提供・相談窓口

ご相談内容により、該当する支援や相談窓口の紹介・案内、情報の提供を行います。

| | | |
|-------|-------|----------|
| 自治安全部 | 自治協働課 | (内線) 705 |
|-------|-------|----------|

※下記の相談窓口や関連事業等の個別内容詳細は、各担当課にお問合せください。

■相談全般

| | | |
|---|--|---|
| 法律相談 | 自治協働課 | (内線)705 (毎週水曜・月曜(月2回程度)予約制) |
| 人権相談 | 人権推進課 | (内線)558 (火曜日 10:00~13:00) |
| 人権あれこれ相談 | 人権協会 | (内線)575・577 |
| いきいきネット相談支援センター (福祉の総合相談窓口) <月~金 10:00~16:30> | 人権協会内 (090-6980-5532) あやたホール内 (080-1459-3270) 天野公民館内 (090-5130-1862) くすのかホール内 (090-5360-4213) | 千代田公民館内 (080-1527-4629) 三日市公民館内 (090-5129-3516) 加賀田公民館内 (080-1457-1416) |

■被害別相談

| | | | | | |
|--------------|---------|---------|--------------|-------|---------|
| 児童虐待防止 | 子ども子育て課 | (内線)168 | 高齢者虐待 | 高齢福祉課 | (内線)395 |
| 配偶者からの暴力(DV) | 人権推進課 | 54-0003 | 交通事故(相談先案内等) | 自治協働課 | (内線)705 |

■ニーズに対応した相談窓口

| | | | | | |
|--------------|---------|---------|-------------|------------|---------|
| 青少年の悩み相談 | 地域教育推進課 | 54-0005 | 母子家庭等ひとり親家庭 | 子ども子育て課 | (内線)169 |
| 高齢者に関する相談 | 高齢福祉課 | (内線)399 | 学校等における相談 | 教育指導課 | (内線)758 |
| 障がい児・者に関する相談 | 障がい福祉課 | (内線)187 | 外国人に関する相談 | 文化・スポーツ振興課 | (内線)751 |

■心身の健康に関する相談

| | | |
|-------------|-------|---------------------|
| 心身の健康に関する相談 | 健康推進課 | (内線)146 <直通>55-0301 |
|-------------|-------|---------------------|

■日常生活への復帰に向けた支援関連事業等

| | | |
|-----------------------|---------|---------|
| 市営住宅の一時使用 | 都市計画課 | (内線)542 |
| 生活保護に関する相談 | 生活福祉課 | (内線)177 |
| 地域就労支援事業、労働相談事業 | 産業観光課 | (内線)480 |
| 就学支援事業 | 教育総務課 | (内線)716 |
| ひとり親家庭、重度障がい者医療助成 | 保険年金課 | (内線)149 |
| 高齢者に関する各種支援事業 | 高齢福祉課 | (内線)399 |
| 障がい児・者に関する各種支援事業 | 障がい福祉課 | (内線)187 |
| 母子家庭等ひとり親家庭に関する各種支援事業 | 子ども子育て課 | (内線)169 |